

三井住友海上

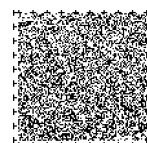
MS&AD INSURANCE GROUP

賃貸住宅居住者向けホームライフ総合保険

# リビングFIT フィット



このパンフレットは、高齢者や視覚障害者に向けて開発された「SPコード」を採用しています。「SPコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



# 賃貸住宅にお住まいの方にジャストフィット! 暮らしの安心、お約束します。

もしも…の不安をガードする～充実の補償～

ご自宅内の大切な家財の損害を幅広く補償します。

<p><b>火災</b> （消防活動による水ぬれ・破損等を含みます。）</p>	<p><b>落雷</b> 【例】落雷でテレビがショートした</p>	<p><b>ガス爆発等 破裂・爆発</b></p>	<p><b>破損等 風災、雹災、雪災</b> （免責金額3千円）</p>	<p><b>自動車の 飛び込み等 飛来・落下・衝突</b></p>	<p><b>給排水設備に 生じた事故等による 水ぬれ</b></p>	<p><b>騒ぎ・労働争議 等による 暴行・破壊</b></p>	<p><b>家財・現金・乗車券 等の 盗難</b></p>	<p><b>台風や集中豪雨 による川の氾らん等 水災</b></p>	<p><b>不注意による 家財の破損・汚損等</b> （免責金額3万円 30万円限度）</p>
---	---------------------------------------	-------------------------------	--	---	--	--	---------------------------------------	--	---

<p><b>臨時費用保険金</b></p> <p>事故の際における臨時の出費にあてていただくもので、「損害保険金の額×30%（ただし一定額が限度）」をプラスしてお支払します。</p>	<p><b>残存物取片づけ費用保険金</b></p> <p>事故の後に生じた損害を受けた家財の残存物の取片づけ、清掃に必要な費用を実費でお支払します。</p>	<p><b>失火見舞費用保険金</b></p> <p>火災、破裂・爆発で他人の所有物に損害を与えた場合、見舞金等の費用をお支払します。</p>	<p><b>地震火災費用保険金</b></p> <p>地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼または収容建物が半焼以上となった場合にお支払します。</p>	<p><b>修理付帯費用保険金</b></p> <p>保険の対象の復旧にあたり当社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用（仮修理、代替家財の賃借費用等）をお支払します。</p>
<p><b>水道管修理費用保険金</b></p> <p>凍結によって水道管が損壊した場合の修理費用をお支払します。 （パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。）</p>	<p><b>ドアロック交換費用保険金</b></p> <p>建物のドアのカギが盗難された場合の、錠の交換費用をお支払します。 （カギの紛失は対象となりません。）</p>	<p><b>特別費用保険金</b></p> <p>事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合にお支払します。</p>	<p><b>損害防止費用</b></p> <p>消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等をお支払します。</p>	

**家財の修理費**  
（同等家財の新品購入費相当額）  
をお支払いします。

※同等家財の新品購入時の状態への復旧に要する修理費とします。  
※保険金額や補償ごとの限度額が上限となります。  
※事故の種類によっては免責金額が適用されます。  
※貴金属、宝石、美術品等については、時価額を基準にお支払します。  
※「時価額」については、5ページの「契約概要のご説明」1. (5) ①をご覧ください。

**建物貸借契約終了時の取扱い**

●「借戸室の保険終期に関する特約」がセットされたご契約の場合、建物貸借契約の終了と同時に保険契約は失効し、その後の事故は補償されません。建物貸借契約が終了となる場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

## 隣接する方への賠償責任を・・・

**個人賠償責任**

日常生活において他人のものを壊したり、ケガをさせたりしたために、法律上の賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。

国内・海外いずれも補償

支払限度額（免責金額なし）：**1億円**

●キャッチボールの球が落ちて、他人にケガをさせてしまった。

●洗濯機の水があふれ、隣下の住宅の家財がびしょぬれになってしまった。

**示談交渉サービス**  
（賠償事故解決特約）

国内で発生した損害賠償事故について、被保険者のご希望があり、かつ被害者の同意が得られた場合等に、**三井住友海上がお客様に代わって示談交渉を行います。**

## 大家さんへの賠償責任を・・・

**借家人賠償責任**

火災、破裂・爆発、水ぬれ、その他の偶然な事故により借戸室を損壊し、家主に対する法律上の賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。

支払限度額：**1500万円**  
（火災、破裂・爆発以外の事故の場合、免責金額3万円）  
●セットパターンにより支払限度額が上記と異なる場合があります。

●タバコの火の消し忘れからボヤを出してしまった。

●洗濯機の水をあふれさせ、床を水浸しにしてしまった。

## 借戸室の修理費用を・・・

**修理費用**

被保険者の責によらない偶然な事故により借戸室に損害が生じ、建物貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合の修理費用を補償します。

支払限度額：**100万円**  
（免責金額3千円）

●泥棒が入って割られた窓ガラスを、建物貸借契約に基づき自己の費用で修理した。

## トラブル時はおまかせください～暮らしのQQ隊～

30分程度の  
応急修理等に要する  
作業料金・出張料金は  
**無料です!**

「リビングFIT」ご契約のうれしい特典  
**24時間・365日の救急サービス 暮らしのQQ隊**

**トラブル時に役立つ安心サービスです!**

■**カギあけQQサービス** カギの紛失で自宅に入れない場合等に対応する専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギあけを行います。

■**水まわりQQサービス** 給排水管・トイレの故障等の水まわりのトラブル時に対応する専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

※サービスメニューの詳細・専用ダイヤル（無料）につきましては、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内チラシをご覧ください。  
※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤルにお電話いただくことがサービス提供の条件となります。  
※ご利用時には、専用ダイヤルにご連絡のうえ、「リビングFIT」にご加入の旨をお話いただき、お名前、証券番号をお知らせください。  
※上記サービスは、一部地域（離島など）ではご利用できない場合があります。  
※部品代はお客様のご負担となります。  
※保険商品の内容にご不明な点等ございましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。  
※やむを得ない状況等により、サービスの内容を変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

地震への  
備えも  
お忘れなく!

## 地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による家財の損害を補償します。

●地震保険の補償内容の詳細は「地震保険パンフレット」をご覧ください。

**地震保険料控除制度**

個人契約の場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます（平成19年1月改正）。

※地震保険料控除は保険料を実際にお支払いいただいた年に行われます（口座振替の場合、「実際にお支払いいただいた年」は、振替日の属する年となります。）。なお、始期日より前にお支払いいただいた保険料は、実際のお支払日ではなく、始期日にお支払いいただいたものとして取り扱われます。  
※2年以上の契約で保険料を一括してお支払いいただいた場合、一括払保険料を保険期間（年数）で割った保険料を毎年お支払いいただいたものとして取り扱われます。

＜お支払いする保険金の額＞

全損	保険金額 × 100%	（時価額が限度）
半損	保険金額 × 50%	（時価額の50%が限度）
一部損	保険金額 × 5%	（時価額の5%が限度）

※地震保険の保険金額は、「リビングFIT」の家財の**保険金額の30%～50%**の範囲内でお決めください（他の地震保険契約と合算して、**1,000万円が限度**となります。）。  
※建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引があります。

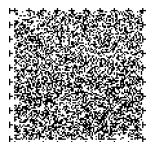
地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「リビングFIT」とあわせてご契約いただけますが、お客様がご希望されないときは、これを除外して「リビングFIT」だけでもご契約いただけます。ただし、この場合には、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害についても、保険金をお支払いしません。  
（地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。）  
※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認」欄をお確かめのうえ、署名（または押印）してください。

# ホームライフ総合保険「リビングFIT」について

	保険金等をお支払いする場合	保険金等のお支払額	保険金等をお支払いしない主な場合
損害保険金	●保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される家財に次の①～⑩の事故があった場合 ①火災、消防活動による水ぬれ ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災(台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災[洪水・高潮を除く]、雹(ひょう)災、または豪雪、雪崩(なだれ)等の雪災) ※吹込みまたは雨漏り等による損害は除きます。 ⑤建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故によるもの。給排水設備自体に生じた損害は除きます。) ⑦騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴行・破壊 ⑧盗難(盗難による家財の破損、汚損等を含みます。) ※預貯金証書の盗難は、盗難の事実を知った後直ちに預貯金先に被害の届出を行ったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書により口座から現金が引き出されたことを条件とします。 ⑨水災(再調達価額の30%以上の損害の場合、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合)	●損害の額(注1)(注2)(家財の保険金額が限度) ※風災・雹(ひょう)災・雪災による損害 免責金額3千円となります。 ※保険申込書に明記された貴金属、宝石、美術品等の盗難による損害 1個または1組につき100万円が限度(明記されない場合は30万円が限度) ※通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による損害 ・通貨等:1回の事故につき1敷地内ごとに20万円が限度 ・預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます。):1回の事故につき1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度 ・乗車券等(定期券・回数券・乗車船券・航空券・宿泊券・観光券・旅行券[プリペイドカードは対象外]):1回の事故につき1敷地内ごとに5万円が限度	・保険料をお支払いいただく前に生じた事故(「初回保険料口座振替特約」等保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。) ・保険申込書記載の建物が所在する敷地内の外にある間の事故 ・保険契約者や被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(ただし、地震火災費用保険金には適用しません。) ・核燃料物質、放射能汚染による事故 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、被保険者と同居の親族または被保険者と生計を共にする親族の故意 ・置き忘れまたは紛失
	⑩上記①～⑨以外の偶然な事故(破損・汚損等)	●「損害の額(注1)(注2)一免責金額3万円」(1回の事故につき30万円が限度)	※土地の沈下等 ※公権力の行使 ※詐欺、横領 ※家財の電氣的・機械的の事故(故障) ※保険の対象の欠陥 ※保険の対象に対する加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣 ※保険の対象の自然の消耗、劣化、さび、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食い等 ※楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ※保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害) ※風、雨、雹(ひょう)、砂塵(じん)の吹込みや雨漏りなどによる損害 ※電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 等 (*印は火災、破裂・爆発が発生し、保険の対象に損害が生じた場合には保険金等をお支払いします。)
費用保険金等	●臨時費用保険金:損害保険金が支払われる場合(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除きます。)	●「損害保険金×30%」(専用住宅:100万円が限度。併用住宅:500万円が限度。いずれも1回の事故につき、1敷地内ごとの限度額。)	・水災の場合で家財全体の再調達価額に対する損害割合が30%未満であり、かつ建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水のいずれもいずれもなかったとき ・次のような家財に生じた損害である場合 有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、動植物、自動車、義肢、義歯、コンタクトレンズ、設計書、プログラム・データ等
	●残存物取付け費用保険金:損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた保険の対象の残存物の取付けを行った場合(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難による場合を除きます。)	●残存物の取付けに必要な費用の実費(「損害保険金×10%」が限度)	・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等につき、保険申込書に明記せずにご契約された場合で、30万円を超える損害が発生したとき(この場合は、損害の額を30万円とみなして保険金等をお支払いします。したがって、損害の額のうち30万円を超える部分については、保険金等をお支払いしません。)
	●失火見舞費用保険金:火災、破裂・爆発で他人の所有物を滅失、破損、汚損させた場合 ※もらい火による事故は適用されません。	●「被災世帯または法人数×50万円」(1回の事故につき「家財の保険金額×20%」が限度)	
	●地震火災費用保険金:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼以上となった場合	●「家財の保険金額×5%」(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)	
	●修理付帯費用保険金:保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧に当たり当社の承認を得て必要かつ有益な所定の費用を支出した場合	●実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに「家財の保険金額×10%」または100万円のいずれか低い額が限度)	
	●水道管修理費用保険金:凍結によって保険の対象を収容する建物の専用水道管が損壊した場合(パッキングのみの損壊およびマンション共用部分の水道管の損壊を除きます。)	●修理費用の実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度)	
	●ドアロック交換費用保険金:日本国内において建物のカギが盗まれた場合	●錠の交換費用の実費(1回の事故につき3万円が限度)	
	●特別費用保険金:損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合	●「損害保険金×10%」(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)	
賠償責任等	●損害防止費用:事故発生時、その損害の発生および拡大の防止のため、消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合(例:消火薬剤の再取得費用等)	●実費	
	①個人賠償責任(国内外補償) 日常生活に起因する偶然な事故または住宅(保険の対象を収容する建物)の使用もしくは管理に起因する偶然な事故により他人に「人身の障害」(注)を与えたり、他人の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合 (注)「人身の障害」とは イケガ、病気またはこれらによる死亡・後遺障害 口、不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉き損 ハ、口頭、文書、図画等による名誉き損、プライバシーの侵害をいいます。	●損害賠償金(1億円が限度) ●訴訟費用、弁護士費用、示談費用等 ●臨時費用(他人に「人身の障害」を与え、被害者が死亡された場合は、1事故につき被害者1名あたり10万円を、20日以上入院された場合は、1事故につき被害者1名あたり2万円を、被保険者にお支払いします。)	・保険契約者や被保険者の故意 ・地震、噴火、津波、戦争、暴動等による事故 ・被保険者相互間の賠償責任 ・核燃料物質、放射能汚染に起因する事故 ・業務遂行に直接起因する賠償責任 ・被保険者の心神喪失 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・自動車・航空機・船舶・銃器による事故 ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った人身の障害に起因する賠償責任 ・他人からの受託品を損壊・紛失したことまたは盗取されたことによる賠償責任 等
	②借家人賠償責任 火災、破裂・爆発、水ぬれ、その他被保険者の責による偶然な事故により借用戸室が損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	●「損害賠償金一免責金額3万円」(保険証券記載の支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発の場合は、免責金額の適用はありません。 ●訴訟費用、弁護士費用、示談費用等	【借家人賠償責任、修理費用共通】 ・保険契約者や被保険者の故意 ・借用戸室の改築、増築、取壊し ・公権力の行使 ・土地の沈下等 ・核燃料物質、放射能汚染に起因する事故 ・地震、噴火、津波、戦争、暴動等による事故 ・欠陥、自然の消耗、劣化、さび ・電球、ブラウン管等に生じた単独損害 ・電氣的・機械的の事故 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害) ・詐欺・横領 等
③修理費用 被保険者の責によらない偶然な事故により借用戸室が損壊し、建物賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修復した場合(建物の主要構造部や居住者の共同利用部分を除きます。)	●「実費一免責金額3千円」(100万円が限度)	【借家人賠償責任のみ】 ・借用戸室の貸主との間の約定により加重された賠償責任 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された損害 等 【修理費用のみ】 ・建物の主要構造部や居住者の共同利用部分に生じた損害 等	

(注1) 損害の額は再調達価額を基準に算定します。ただし、貴金属、宝石、美術品等は時価額を基準に算定し、保険申込書に明記されていない貴金属、宝石、美術品等の損害の額が30万円を超える場合は、損害の額を30万円とみなします。「再調達価額」および「時価額」の用語の詳細については、5ページの「契約概要のご説明」1.(5)①をご覧ください。  
(注2) 当社の標準的な家財の評価額の算出方法に従って評価額を算出して保険金額を設定した場合であっても、全損時の損害の額が保険金額に満たないときは、お支払いする損害保険金の額は損害の額が限度となります。

※「免責金額」とは支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。



## 家財は意外に大きな財産です

### 家財保険金額（再調達価額）の目安

（平成22年3月現在）

ご家族 世帯主の年齢	25才前後	30才前後	35才前後	40才前後	45才前後	50才前後
独身世帯	250万円前後					
夫婦のみ	500万円前後	590万円前後	780万円前後	1,070万円前後	1,370万円前後	1,440万円前後
夫婦・子供1人	590万円前後	680万円前後	870万円前後	1,160万円前後	1,460万円前後	1,560万円前後 <sup>(注1)</sup>
夫婦・子供2人	680万円前後	770万円前後	960万円前後	1,250万円前後	1,550万円前後	1,650万円前後 <sup>(注2)</sup>

※上表は、ご家族構成および年齢に応じた標準的な所有家財を、すべて再購入する場合に必要な金額の目安です。ただし、貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれておりません。

※1,000万円を超える金額での契約をご希望の場合は、「リビングFIT」以外の保険商品をご案内いたしますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注1) 夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

(注2) 夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子供が1人の場合

### 明記物件について

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等に保険をつける場合はご契約の際に申告していただくことが必要です(これらを明記物件といいます。)。明記物件をご申告されない場合は、最高30万円までのお支払いとなります(ただし、ご申告された場合でも地震保険では対象となりません。)

### オプション特約について

特約の名称	特約の概要
法人等契約の被保険者に関する特約	保険契約者の役員または従業員のうち、借戸室に居住している方を自動的に被保険者とする旨を定めた特約です。入居する従業員等の入れ替わりが発生しても、自動的に被保険者が変更されますので、その都度保険のお手続きをしていただく手間がなく、管理事務を軽減することができます。
借戸室の保険終期に関する特約(注) (注) 保険契約者が個人の方で、保険期間1年のご契約のみセットできます。	借戸室の建物貸借契約の終了と同時に保険契約は失効し、その後の事故は補償されません。 ※建物貸借契約が終了となる場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

※ご契約内容によっては、上記特約をセットできない場合もあります。

### 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。

払込方式につきましては便利なキャッシュレスでのお支払いをおすすめします(現金によりお支払いいただくことも可能です。)

口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払(登録方式・一括払型)	クレジットカードによって払い込む方法です。
払込票払(注)	当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア・郵便局で払い込む方法です。ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。

(注) 払込票払は保険期間2年のご契約の場合にご利用いただけます。

### ご契約締結時の注意事項(告知義務等一保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①家財を収容する建物の情報  
所在地、構造、建物の用法、建物内の職作業
- ②地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)  
建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引

### ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①家財を収容する建物の構造を変更した場合 ②家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更した場合 ③家財を収容する建物の所在地を変更した場合
- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約いただけます。この場合において、当社の取り扱う他の商品で引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。
- ①家財を収容する建物の所在地が日本国外となった場合 ②家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合
- ご契約後、次の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。
- ①保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合 ②ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合
- 「借戸室の保険終期に関する特約」がセットされたご契約の場合、建物貸借契約の終了と同時に保険契約は失効し、その後の事故は補償の対象外となります。建物貸借契約が終了となる場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください(保険契約者が法人の場合、この特約がセットされることはありません。)

### その他ご注意ください事項

- 被保険者(保険の対象となる家財の所有者)が保険契約者と異なる場合、正しくその旨をお申出ください。また、この書面に記載された保険契約に関する重要な事項につき、必ず被保険者に対する説明を行ってください。
- 自動継続特約がセットされたご契約の場合、ご契約の終了する日の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容(注1)で毎年自動継続されます(予定継続期間が設定されている場合には、その予定継続期間満了時までご契約が自動継続されます。特にご指定のない場合、初回契約の始期日から6年後(注2)に自動継続終了(補償終了)となるよう、予定継続期間を設定させていただきます。)  
(注1) 当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。  
(注2) 初回契約の始期日が平成19年11月30日より以前である場合は、「5年後」となります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者の保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。火災保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ご契約に関する個人情報、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは賃貸住宅居住者向けホームライフ総合保険「リビングFIT」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 個人賠償責任につきましては、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがありますので、補償内容をご確認ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細については普通保険約款・特約をご覧ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 商品の名称

ホームライフ総合保険「リビングFIT」

※「リビングFIT」は賃貸住宅居住者向けホームライフ総合保険の愛称です。

② 商品の仕組み

「リビングFIT」は、家財を対象とした保険で、火災・水災・盗難等、さまざまな偶発的な事故による家財の損害について保険金および損害防止費用(以下「保険金等」といいます。)をお支払いします。また、日常生活の賠償責任等や大家さんへの賠償責任等にも保険金をお支払いします。地震保険をご契約された場合には、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による家財の損害についても保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

① 保険金等をお支払いする場合(支払事由)

保険金等をお支払いする場合はこのパンフレットの3ページに記載のとおりです。また、損害保険金とは別に、事故の形態によっては被災時のさまざまな費用を補償する費用保険金等をお支払いします。

② 保険金等をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

保険金等をお支払いしない主な場合はこのパンフレットの3ページの「保険金等をお支払いしない主な場合」に記載のとおりです。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「リビングFIT」にセットできる主な特約は4ページに記載のとおりです。

(4) 保険期間および保険のお申込人(保険契約者になれる方)

「リビングFIT」には3つの種類があり、それぞれ以下のとおりです。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

種類	保険期間(注)	保険のお申込人(保険契約者になれる方)
リビングFITフルオート・自動継続	1年	必ず、借戸室に実際に居住される方(個人に限ります。)が保険契約者となって、ご契約ください。法人が保険契約者となることはできませんのでご注意ください。
リビングFIT自動継続		上記の制限はありません。
リビングFIT	2年	

(注) お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書にてご確認ください。

(5) 保険金額

保険金額につきましては、次の①～②に注意してご設定ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書にてご確認ください。

- ① 事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、保険金額は保険の対象の再調達価額(明記物件の場合は時価額)いっぱいにご設定してください。保険金額が再調達価額(明記物件の場合は時価額)に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなる場合があります。

保険価額	
再調達価額	同等の家財を新たに購入するために必要な金額
時価額	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額(損害が生じた時および場所における価額)

- ② 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等につきましては、通常の家財とは別に明記物件として時価額にて保険金額をお決めになり、保険申込書に明記してご契約ください。  
※地震保険の保険金額の設定方法については、3.(6)をご覧ください。

2. 保険料

保険料は保険金額等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書にてご確認ください。

3. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み

地震保険を単独で契約することはできません。「リビングFIT」とあわせてご契約ください。地震保険の契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。(注)

(注) 家財を保険の対象とする火災保険で、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。

(2) 補償内容

- ① 地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合	地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)
半損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合	地震保険の保険金額×50%(時価額の50%が限度)
一部損	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)

損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準(注)」に従って行います。上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いしません。

(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のこと。

- ② 1回の地震等(注)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成22年3月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の総額} \times 5兆5,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合等

- ① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等」については、「明記物件」として「リビングFIT」の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では保険の対象となりません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等
- ・稿本(本等の原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

- ② また、家財が地震等により損害を受けた場合でも、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、地震等の際の家財の紛失・盗難については保険金をお支払いしません。

(4) 保険期間

セットで契約する「リビングFIT」の保険期間とあわせてご契約いただきます。なお、「リビングFIT」の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

(5) 保険の対象

「家財」となります。これに該当しない場合(事業用設備や什器、商品や製品等)は保険の対象とすることができませんのでご注意ください。

(6) 引受条件(保険金額)

「リビングFIT」の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、他の地震保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

(7) 保険料

保険料は、保険金額のほかに保険期間、建物の所在地・構造等により決まります。また、保険の対象である家財を収容する建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引および免震建築物割引といった割引制度があります。

詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

「リビングFIT」「地震保険」には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

6. クーリングオフ(お申込みの撤回等)について

保険期間が1年を超える長期契約については、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、「重要事項のご説明」の中のクーリングオフに関するご説明をご覧ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808(無料)

【受付時間】 平日 9:00～18:00

※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。